

第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 (第11回)

日時：平成22年6月8日(火) 午前10時から12時まで
場所：関内中央ビル 3階 3A会議室

■次 第■

1 開 会 (10:00~10:10)

- (1) 健康福祉局長あいさつ
- (2) 委員自己紹介
- (3) 事務局自己紹介

2 議 事 (10:10~12:00)

- (1) 委員長の選出について
- (2) 副委員長の指名について
- (3) 第2期横浜市地域福祉保健計画推進状況及び各区の計画策定・推進状況について
＜資料2＞
- (4) 今年度の委員会で議論するテーマについて
＜資料3＞
 - ア 推進の柱2「必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる」に関する検討について
 - イ 推進の柱3「幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる」ための検討について
- (5) 第4次横浜市地域福祉活動計画について
＜別添＞
- (6) その他

添付資料

- ・ (資料1-①) 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿
- ・ (資料1-②) 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会事務局名簿
- ・ (資料2-①) 平成21年度 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会で議論した主な取組
- ・ (資料2-①-別紙) 「地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会」報告書要旨
- ・ (資料2-②) 平成22年度 横浜市地域福祉保健計画 関連全体スケジュール
- ・ (資料2-③) 市の支援策 区計画策定・推進に資する事業
- ・ (資料2-④) 地域福祉保健計画に関連する各区の状況
- ・ (資料2-⑤) 第2期区地域福祉保健計画の策定推進状況 (各区スケジュール)
- ・ (資料3-①) 推進の柱2 「必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる」に関する検討について
- ・ (資料3-②) 推進の柱3 「幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる」ための検討について (案)
- ・ (資料4) 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱
- ・ (資料5) 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領

別添

- ・ 第2期横浜市地域福祉保健計画 本冊子
- ・ 第2期横浜市地域福祉保健計画 概要版

- ・ 第4次横浜市地域福祉活動計画 本冊子
- ・ 第4次横浜市地域福祉活動計画 概要版

第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

【任期：平成22年6月8日～平成24年3月31日】

(五十音順 敬称略)

	委員名	所 属	分 野	備考
1	有賀 美代	(福) 横浜市戸塚区社会福祉協議会 会長	区社会福祉協議会部会	再任
2	石塚 淳	横浜市桂台地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ	新規
3	大木 幸子	杏林大学保健学部 教授	学識経験者 (保健)	再任
4	大村 直行	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会	再任
5	岡田 朋子	田園調布学園大学人間福祉学部 講師	学識経験者 (福祉)	新規
6	黒津 貴聖	市民公募委員	市民委員	新規
7	坂田 信子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者	新規
8	玉城 嘉和	(社) 横浜市医師会 常任理事	医師会	再任
9	富井 亨	(福) 横浜市社会福祉協議会 地域活動部長	社会福祉協議会	新規
10	中川 泰雄	あさがお協力隊 代表	高齢分野関係者	新規
11	長倉 真寿美	大正大学人間学部 准教授	学識経験者 (福祉)	再任
12	中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体 等中間支援組織	新規
13	中村 好美	市民公募委員	市民委員	新規
14	名和田 晃彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 (コミュニティ)	再任
15	平賀 裕	市民公募委員	市民委員	新規
16	森本 佳樹	立教大学コミュニティ福祉学部 教授	学識経験者 (福祉)	再任
17	山田 美智子	よこはま一万人子育てフォーラム	子育て分野関係者	再任
18	山野上 啓子	特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会 副理事長	NPO関係者	新規

第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会事務局名簿

平成22年6月8日現在

	氏名	所 属	連絡先
1	徳田 文男	健康福祉局 地域福祉保健部長	045-671-3562
2	深川 敦子	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課長	045-671-3994
3	戸矢崎 悦子	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 計画班 担当係長	045-671-3567
4	鳥居 俊明	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 計画班 担当係長	
5	矢島 陽子	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 計画班	
6	山根 明子	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 計画班	
7	佐藤 雄亮	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 計画班	
8	安田 匡志	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 計画班	
9	仲嶋 正幸	健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課長	045-671-3640
10	横内 仁	健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課 担当係長	045-671-2388
11	水野 哲宏	健康福祉局担当理事（健康安全部医務担当部長（保健医療医務監））	045-671-3649
12	中村 香織	（福）横浜市社会福祉協議会 事務局長	045-201-2087
13	稲葉 幸保	（福）横浜市社会福祉協議会 経営企画部長	045-201-2132
14	長尾 克也	（福）横浜市社会福祉協議会 経営企画部 企画・IT等担当課長	045-201-2090
15	助廣 一則	（福）横浜市社会福祉協議会 経営企画部 企画・IT等担当	
16	北山 幸	（福）横浜市社会福祉協議会 経営企画部 企画・IT等担当	
17	知久 達哉	（福）横浜市社会福祉協議会 地域活動部 区社協機能強化担当課長	045-201-2089
18	米本 美穂	（福）横浜市社会福祉協議会 地域活動部 地域福祉課	045-201-8616

・・・「地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会」報告書要旨・・・

検討会の趣旨

第2期横浜市地域福祉保健計画において、関係者間での情報の共有化に関する考え方を整理・検討し、個人情報保護制度と両立する地域の情報共有の手法検討や、個人情報の適正な取扱いの指針づくりに取り組むこととされている。支援が必要な人を早期に把握し具体的な支援につなげたり、地域社会において孤立・孤独の状態にある人を減らしたりすることを目的とした、地域福祉保健活動を推進させるための、情報提供の仕組みや情報の取扱いルールづくりの具体化に向けて検討した。

<検討結果の位置づけは、事務局（健康福祉局及び市社会福祉協議会）が今後取り組むべきことへの提案であり、事務局がこれに基づいて、関係部局（区役所、市民生委員・児童委員協議会、市民活力推進局、安全管理局等）と調整を図りながら実現を目指すものである。>

検討結果の概要

A 行政から地域へ情報を提供する仕組みの提案

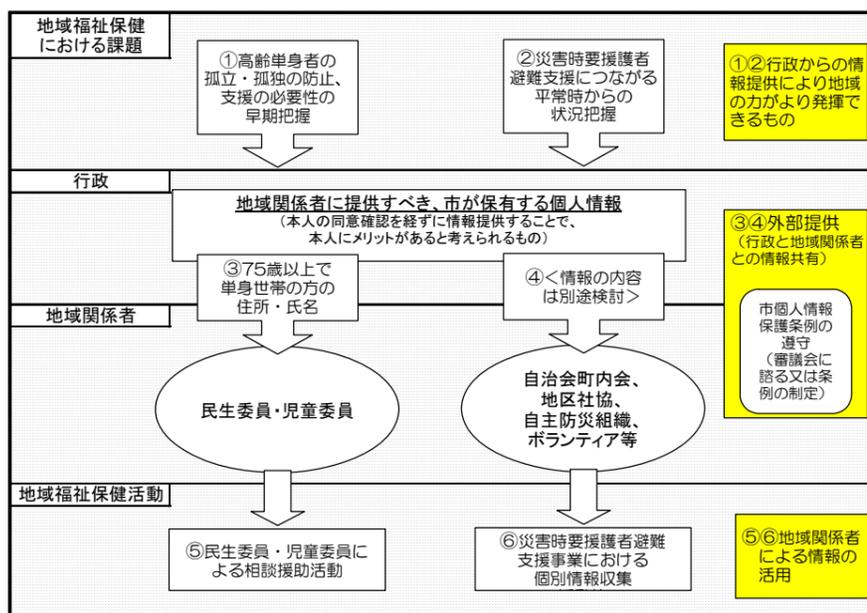
行政が保有する個人情報について、「本人同意が取れていないものは地域関係者には提供できない」と個人情報保護だけを強調して扱うばかりではなく、横浜市個人情報保護条例を遵守しつつも、本人のメリットになるように地域福祉保健活動において活用するために、行政はどのような対応をとるべきかを検討した。

○同意確認を経ずに個人情報を提供していくべき地域福祉保健活動は、「民生委員・児童委員活動（個別の相談援助活動）」と「災害時要援護者避難支援事業における地域による個別情報収集活動」とする。

○「民生委員・児童委員活動（個別の相談援助活動）」に対して提供する個人情報は、「75歳以上」かつ「単身世帯」の人の「氏名」「住所」とする。

<災害時要援護者避難支援事業については、別途検討しているため、この結果を引き継ぐ>

（注）実現に向けては、個人情報保護審議会に諮る必要があり、承認を得ることが前提です。



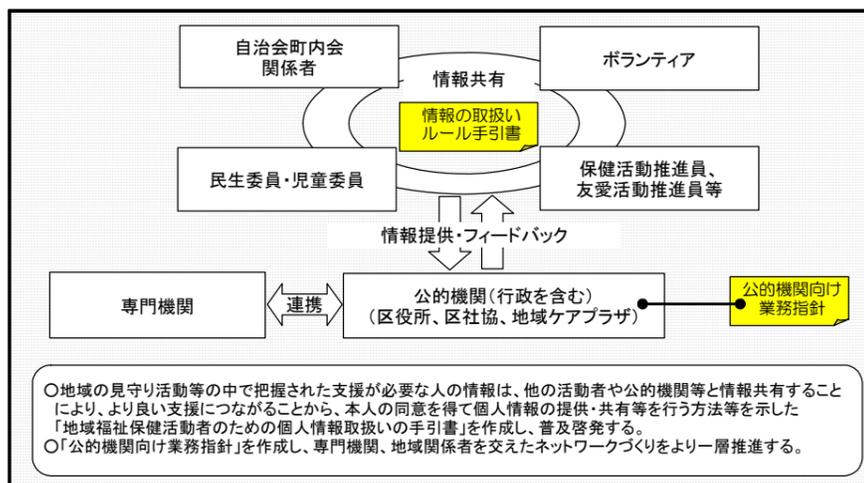
B 情報の取扱いルール手引書等の作成の必要性

地域関係者が自ら把握した個人情報を、地域関係者同士で共有したり、公的機関に情報提供したりすることを促進するために、情報取扱いの一般的ルールを、横浜市の実情にあてはめた

「地域福祉保健活動者のための個人情報取扱いの手引書」を作成し、普及・啓発する必要がある。

地域関係者等との有意義な情報共有の場をより多く持てるようになるなど、公的機関が地域のネットワークづくりを推進するための

「公的機関向け業務指針（公民ネットワーク形成の業務指針）」を作成する必要がある。



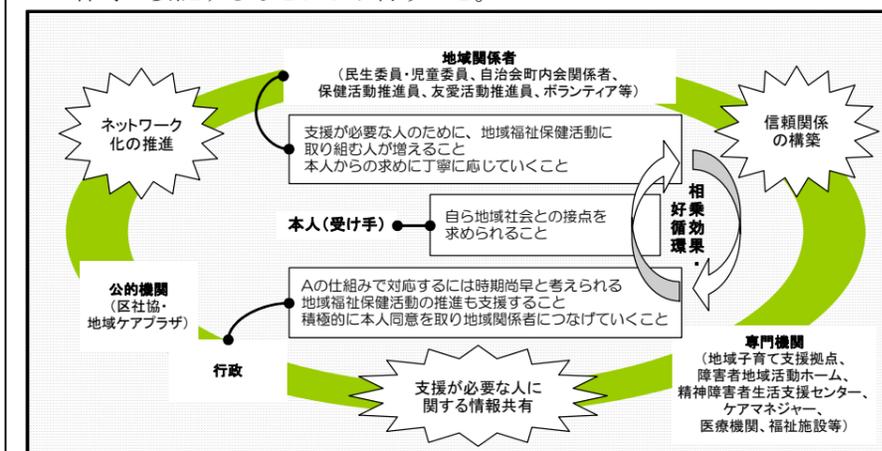
C 情報に関する仕組みやルールが活用されるための土台づくりの必要性

○地域福祉保健活動に関わる者同士の信頼関係の構築

- ・ 情報共有を可能とする要素は、仕組みやルールだけではなく、信頼関係が重要である。
- ・ 支援を自ら遠ざけてしまうことにならないよう、受け手となる対象者本人側にも、個人情報の共有・活用の意義を理解し、自ら地域社会との接点を持つようとしてもらう必要がある。
- ・ 地域福祉保健活動の担い手を増やすことに加え、担い手は受け手（本人）からの求めに丁寧に応じていくことの積み重ねにより、信頼関係が構築され、個人情報保護への過剰反応が薄れ、情報の共有・活用の意義の理解が広まる好循環が生まれる。
- ・ 地域関係者と、行政、公的機関、専門機関とのネットワークの中でも信頼関係が築かれ、支援が必要な人の情報を共有できることが求められている。

○行政に求められているもの

- ・ 家族から日常的な支援が得られていない高齢者のみの世帯や障害者等の単身世帯、生活困難な子育て家庭等に対する、地域による見守り活動の推進を支援すること。
- ・ 支援が必要な人に対する「早期の把握」「漏れのない把握」「さまざまな立場からの重層的な関わり」を目指し、行政と地域関係者による情報共有を積極的に進めること。例えば、公的サービスの利用申請時の機会を捉えて、同意の下に地域関係者につなげていくことや、支援が必要と想定される人の名簿を行政が作成し、その人へのアプローチを地域関係団体等へ委託するなどにより行うこと。



平成21年度 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会で議論した主な取組

1 地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討

(1) 目的

「地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会」において、支援が必要な人を早期に把握し具体的な支援につなげたり、地域社会において孤立・孤独の状態にある人を減らしたりすることを目的とした、地域福祉保健活動を推進させるための、情報提供の仕組みや情報の取扱いルールづくりの具体化に向けて検討

(2) 検討結果

- 行政から地域へ情報を提供する仕組みの提案
 - 情報の取扱いルール手引書等の作成
 - 情報に関する仕組みやルールが活用されるための土台づくり
- ※ 資料2-①一別紙「地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会」報告書要旨参照

2 第2期市計画の評価方法の検討

(1) 目的

第2期市計画の推進状況について、住民参加がどの程度進み、地域の課題を解決するための仕組みが、どの程度充実したかといった質的評価とともに、計画の推進状況を示す複数の指標を定め、計画スタート時からの推移を参考に評価を実施

評価にあたって各区・区社協等から提供されたデータは、各区・区社協でも活用できるように資料として活用し、区地域福祉保健計画・地域福祉活動計画の推進及び評価の参考にするとともに、第3期横浜市地域福祉保健計画・地域福祉活動計画の策定へ活用

(2) 検討結果

- 市計画推進の柱1～柱3における主な取組の進捗よく状況を確認するための指標を設定（評価シートを作成）
 - 指標の経年変化（主に20年度、22年度、24年度）について、データの出典元の協力を得て、データを収集
 - 指標のデータの経年変化について、中間（23年度）及び終了時（25年度）にABCの「3つの評価の視点」で分析・検証し、市計画が推進したといえるかどうかを総合的に評価
- A 支援策の充実を評価する視点
計画に位置づけた支援策はどの程度行われたか、対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか
- B 地域主体形成のプロセスを評価する視点
計画策定・推進において住民が主体的に取り組めたか、地区別懇談会により多くの住民が参加したか
- C システムの改善・強化を評価する視点
解決すべき課題に対する仕組みづくりや取組を行えたか、地区別計画の取組がシステム化されたか

参考：平成21年度 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 会議録から抜粋

～第8回～	
日時	平成21年6月1日(月) 9時30分～12時
議題	<p>議事 (1) 平成21年度の事業及び日程 ア 全体スケジュール イ 次期横浜市地域福祉活動計画の策定について (2) 平成21年度の策定・推進委員会の進め方 ア 委員会の日程と進め方 イ 情報共有のルールづくり検討(仮称) (3) 概要版・リーフレット (4) 第2期市計画の評価指標</p> <p>報告 (1) 各区計画の策定・進捗状況の報告</p>
決定事項	<p>1 情報共有のルールづくり検討(仮称)のメンバーについては、関心のある委員は事務局に申し出ていただき、全体の構成メンバーについては、委員長と事務局に一任するということで了承されました。</p> <p>2 概要版・リーフレットについては、今日のご意見をもとにして、レイアウトや内容の重複を整理し、全体の構成は活かした形での作成を、事務局に一任するということで了承されました。</p> <p>3 第2期市計画の評価指標については、これまでの経過を踏まえ、委員長と事務局で検討した上で、9月の委員会までに、委員全体でメール等でやりとりしながらご意見をいただくということで了承されました。</p>
～第9回～	
日時	平成21年9月29日(火) 9時30分～12時
議題	<p>議事 (1) 第2期市計画の評価方法の検討</p> <p>報告 (1) 地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会報告 (2) 横浜市地域福祉活動計画(市社会福祉協議会)の策定状況の経過報告 (3) 市計画及び区計画の策定・推進状況の報告</p> <p>その他 (1) 委員の任期満了に伴う委員改選について</p>
決定事項	<p>1 第2期市計画の評価方法の検討については、評価の枠組みは了承され、評価指標等については委員からメール等でご意見をいただき、次回委員会で、指標のひとつひとつを精査していくことになりました。</p> <p>2 委員の任期満了に伴う委員改選については、公募の方向性について確認しました。</p>
～第10回～	
日時	平成22年3月29日(月) 9時30分～12時
議題	<p>議事 (1) 第2期市計画の評価方法について (2) 22年度の本委員会で議論するテーマについて</p> <p>報告 (1) 区計画及び市計画の策定・推進状況の報告 (2) 横浜市地域福祉活動計画(市社会福祉協議会)について (3) 地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会報告</p> <p>その他 (1) 次期委員会について (2) 各委員から一言</p>
決定事項	<p>1 第2期市計画の評価方法については、評価の枠組み、評価指標等について大枠が了承されました。</p> <p>2 22年度の本委員会で議論するテーマについては、現委員から、次期委員会に引き継いでいく内容について御意見をいただき、次期委員会で議論してテーマを確定していくことで了承されました。</p> <p>3 次期委員会については、来年度の委員構成等について確認しました。</p>

平成22年度 横浜市地域福祉保健計画 関連全体スケジュール

資料2-②

平成22年6月8日現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定・推進委員会				委員会①				委員会②					委員会③
推進の柱1 (「地域づくりをすすめます」) における取組	各区・地区別計画 策定・推進	21年度 策定区 7区	第2期計画推進										
		22年度 策定区 11区	第1期計画振り返り、データ分析、地区別懇談会、素案策定等										
		18区共 通	各種研修実施、計画策定・推進状況等の情報提供、係長会、担当者会議等での情報交換実施										
	災害時要援護者避難支援 事業	要援護者リスト 各区に配布	各区ヒアリング	ヒアリングまと め	要援護者対策見直し検討専門部会、作業部会開催 内容:発災時の要援護者名簿の活用方法、モデル事業の課題整理と23年度以降の事業の方向性								災害時等要援 護者の避難シス テム策定の手引 き等の改訂
推進の柱2 (「必要な人に 的確に支援が 届く仕組みを作 ります」)におけ る取組	検討会(日常生活圏域における 必要な人に的確に支援が届く仕組 みをつくるために、今後新たに必要 となるネットワークを検証。)		地域支えあい 連絡会の現状把 握	地域ケアプラザ等への ヒアリング実施			第1回検討会 ・進め方、支えあい ネットワークの現状等	第2回及び第3回検討会 ・地域ケアプラザが担うネッ トワークづくり等	第4回検討会 ・区社協及び 区役所の役割				地域ケアプラザ が担うネットワ ークづくり(素案) 作成
	一人暮らし世帯等安心生活 支援モデル事業(栄区公田町 団地地区、旭区旭北地区)			基盤支援候補世帯名簿作成			検証の視点作 成	情報共有、意 見交換実施			情報共有、意 見交換実施		情報共有、意 見交換実施
	民生委員等への要援護者 情報提供			市民局との調整、協議							民生委員等への情報提供方法、具体的活用方法等 の検討、他事業との関係性の整理		
	地域活動者向け個人情報 の取扱手引書作成(市社協 が中心となって作成)			一般市民向けのわかりやすい取 扱手引書等の収集				わかりやすい取扱手引書(案)作成 ・地域団体等から意見収集					
推進の柱3 (「幅広い市民 参加により地 域福祉保健の 取組を広げま す」)における 取組	分科会(地域活動への参加 を増やすヒント集作成)			第1回分科会 ・進め方等	事例収集、ヒ アリング実施		第2回分科会 ・事例収集報 告、事例検証	事例検証、手 法(案)検討	第3回分科会 ・具体的な手法 検討		ヒント集(案) 取りまとめ	第4回分科会 ・ヒント集(案) 作成	ヒント集完成
	地域福祉コーディネーター 養成研修等の人材育成			コーディネーター養成研修									コーディネーター 養成研修振り返 り
	コミュニティビジネス講座							地域活動者等を対 象とした入門講座 ★2回開催					福祉有償運送 サービス講座 ★1回開催
その他	普及・啓発			計画ニュース8 号発行			計画ニュース9 号発行 ・地域福祉保健 計画分科会(研 究発表会)(9/ 2)	地域デビュー 応援フェア (10/16,17 クイ ーンズスクエア)		計画ニュース 10号発行			計画ニュース 11号発行

第 2 期横浜市地域福祉保健計画より抜粋

＜市の支援策 区計画策定・推進に資する事業＞

柱	市の支援策(事業・取組など)	目標(例)
1 地域づくりを進める	1 地域で取り組む福祉保健活動	
	地域の先進的取組を収集し、事例集を発行	平成 22 年度までに発行
	地域見守りネットワーク構築支援事業	取組地区の増
	災害時要援護者避難支援事業	取組地区の増
	災害ボランティアネットワーク事業等と地域の防災組織が連携する仕組みづくり	平成 23 年度までに仕組みづくり
	地縁型とテーマ型の協働モデル事業の成果を活かした先進事例や情報の提供	平成 21 年度までに提供
	地域ケアプラザの整備	地域ケアプラザ整備数の増
	よこはまふれあい助成金	助成金の助成実績の増
	2 地区別計画の策定・推進	
	区計画策定・推進指針を作成し、区を支援	平成 21 年度までに指針を作成
区の責任職会議、区社協事務局長会議、地域ケアプラザ所長会議等との情報交換・連絡調整、区と市の連携強化	情報交換と連絡調整の実施	
行政と社協が連携し、一体的に策定・推進。市と市社協は協議・連携し区を支援	一体的策定の推進	
2 必要な人的確に支援が届く仕組みをつくる	1 サービスの適切な利用の促進	
	「福祉保健における個人情報の取扱いと地域との情報共有の指針」の策定	平成 22 年度までに策定
	地域包括支援センター職員・地域交流コーディネーターの研修充実(民生委員・児童委員などとの連携、地域のネットワーク)	研修の充実
	地域単位での計画推進と連動した公民のネットワーク形成のために地域支えあいネットワーク推進指針を改訂	平成 23 年度までに改訂
	地区ボランティアセンター立ち上げ支援	地区ボランティアセンターの設置
	民生委員・児童委員活動の範囲・内容の検証と行政・社協等の支援の仕組みの検討	民生委員・児童委員研修の充実
	成年後見制度の普及啓発、利用促進に向けた講演会等の開催	普及啓発の実施、講演会の開催
	権利擁護に携わる職員(区・区社協・地域ケアプラザ)の知識技術向上のための研修の充実	基礎・中堅研修の継続実施
	市消費生活総合センター等との連携、悪徳商法防止の取組	取組の実施
	市地域福祉保健計画ホームページの充実	平成 21 年度までに充実
	2 福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実、開発	
福祉サービスの第三者評価の普及・促進	受審施設の増	

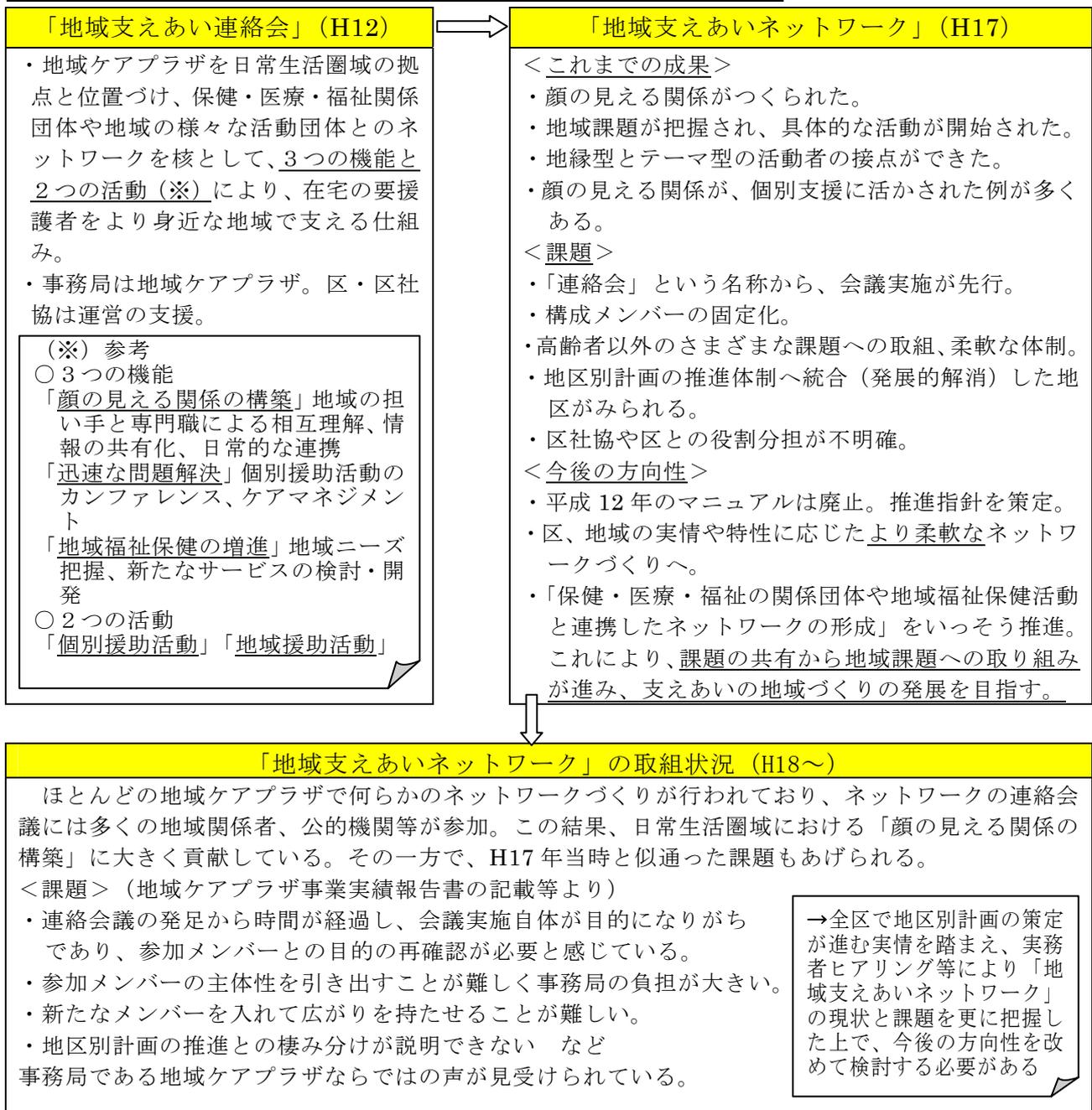
柱	市の支援策(事業・取組など)	目標(例)
3 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる	1 多くの市民の参加促進	
	第2期地域福祉保健計画の冊子発行、市民にわかりやすい概要版・リーフレットの発行	平成21年度までに発行
	2 活動者・団体の活性化支援	
	企業の社会貢献の情報収集	情報収集・提供の実施
	区域・市域で活動する市民活動団体・NPOの実態把握と連携協働支援	実態把握とネットワーク会議の開催
	よこはまふれあい助成金、区独自の補助事業などの情報提供	情報提供の実施
	3 地域福祉保健人材の育成	
	地域福祉コーディネーター研修の継続実施	研修の継続実施
	よこはま福祉・保健カレッジの継続実施	カレッジの継続実施
	4 幅広い参加につながるバリアフリーの推進	
福祉のまちづくり推進	重点推進地区の増	

推進の柱2「必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる」に関する検討について

1 平成 22 年度における「推進の柱 2」の重点取組項目

第 2 期市計画「推進の柱 2」に記述されている「サービスの適切な利用の促進」のための「公民が連携した相談支援の仕組みづくり」の推進につながる検討を行います。ネットワークの構築が求められる「①支援が必要な人の早期発見の仕組み」「②生活支援の具体策の検討」「③新たな仕組みや制度の検討と整備」のイメージ図<横浜市地域福祉保健計画 冊子 P36~37>をもとに、平成 22 年度は、地域ケアプラザの機能を活かしたネットワークづくりのあり方について重点的に検討していきます。

2 地域ケアプラザが担ってきたネットワークづくりの成果と課題



3 検討会「地域ケアプラザが担うネットワークづくりのあり方検討会（仮称）」の目的（案）

「地域支えあい連絡会」及び「地域支えあいネットワーク」の成果と課題並びに「地域福祉保健計画」における地区別計画の策定・推進状況を踏まえ、次に掲げることを検討します。

- (1) 日常生活圏域において、必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくるために、今後新たに必要となるネットワークについて
 - (2) 今後新たに必要となるネットワークの構築に向けて、地域ケアプラザがその人材と機能を活かして果たすべき役割と、区社協及び区役所の関わりの必要性について
- なお、検討の経過は、第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会に報告し、意見を勘案しながら、検討を進めていきます。

4 検討会のメンバー

- (1) 委員構成（案）（※人選は事務局で実施予定）
第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会の委員4人程度
公的機関職員（地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所等）5人程度
- (2) 事務局
健康福祉局福祉保健課（地域ケアプラザ等に関係する部局、市社会福祉協議会の協力を得ます。）

5 検討方法

- (1) 日常生活圏域において、必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくるために、今後新たに必要となるネットワークについて

<現状分析の題材例>

- ・地域ケアプラザ事業実績報告書「(様式6)地域支えあいネットワーク報告書」の集約
- ・地域ケアプラザ等の実務者へのヒアリング
- ・地域福祉保健計画の地区別計画に関する推進組織のあり方や取組状況の把握

<今後に向けての検討材料例>

- ・一人暮らし高齢者など、見守りネットワークづくりが先行している分野における多様な地区での普及策、孤立死防止に代表される明白な課題への対応策
- ・経済的困窮や解決困難な課題を抱える子育て家庭への支援ネットワークの必要性
- ・障害児者を地域で見守り支援するネットワークの必要性
- ・生活困難層（生活保護受給世帯など）を地域で見守り支援するネットワークの必要性

- (2) 今後新たに必要となるネットワークの構築に向けて、地域ケアプラザがその人材と機能を活かして果たすべき役割と、区社協及び区役所の関わりの必要性について
(1)の検討状況を受けて必要により、分野別（高齢、こども家庭、障害等）の関係部局や専門機関等との協議を踏まえて検討します。

6 成果物

平成22年度末までに、地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区の業務指針として「地域ケアプラザが担うネットワークづくり（仮称・素案）」の作成を目標とします。関係職員等の意見を広く聞き、平成23年度中に確定させていくこととします。

7 検討会等スケジュール（案）

項目	時期	内容
ヒアリング等 メンバーの決定	H22. 8月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域支えあいネットワーク（地域支えあい連絡会）」の現状把握 ・検討会メンバーの決定
第1回検討会	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会の目的及び趣旨説明 ・「地域支えあいネットワーク（地域支えあい連絡会）」の現状と地区別計画策定・推進との関係性について
中間報告	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回市策定・推進委員会
第2回検討会	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアプラザが担うネットワークの実例の検証及び意見交換
第3回検討会	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアプラザが担うべきネットワークづくりの方向性について検討
第4回検討会	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークにおいて区社協及び区役所の果たすべき役割及び地域ケアプラザへの支援について検討
最終報告	H23. 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回市策定・推進委員会
平成23年度予定	H23. 4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・区域のネットワークの構築にむけて「③新たな仕組みや制度の検討と整備」の検討 ※「公的機関向け業務指針（公民ネットワーク形成の業務指針）」（案）の作成 ※支援困難な家庭に関わるための仕組みの検討

平成22年6月8日
健康福祉局福祉保健課

推進の柱3「幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる」ための検討について（案）

1 取り組む根拠

市計画「推進の柱3 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる」において、地域福祉保健の取組を広げるために、子どもや若い世代、高齢者や障害のある人、学校や企業の関係者など、幅広い市民参加を進めることについて記述されています。

2 目的

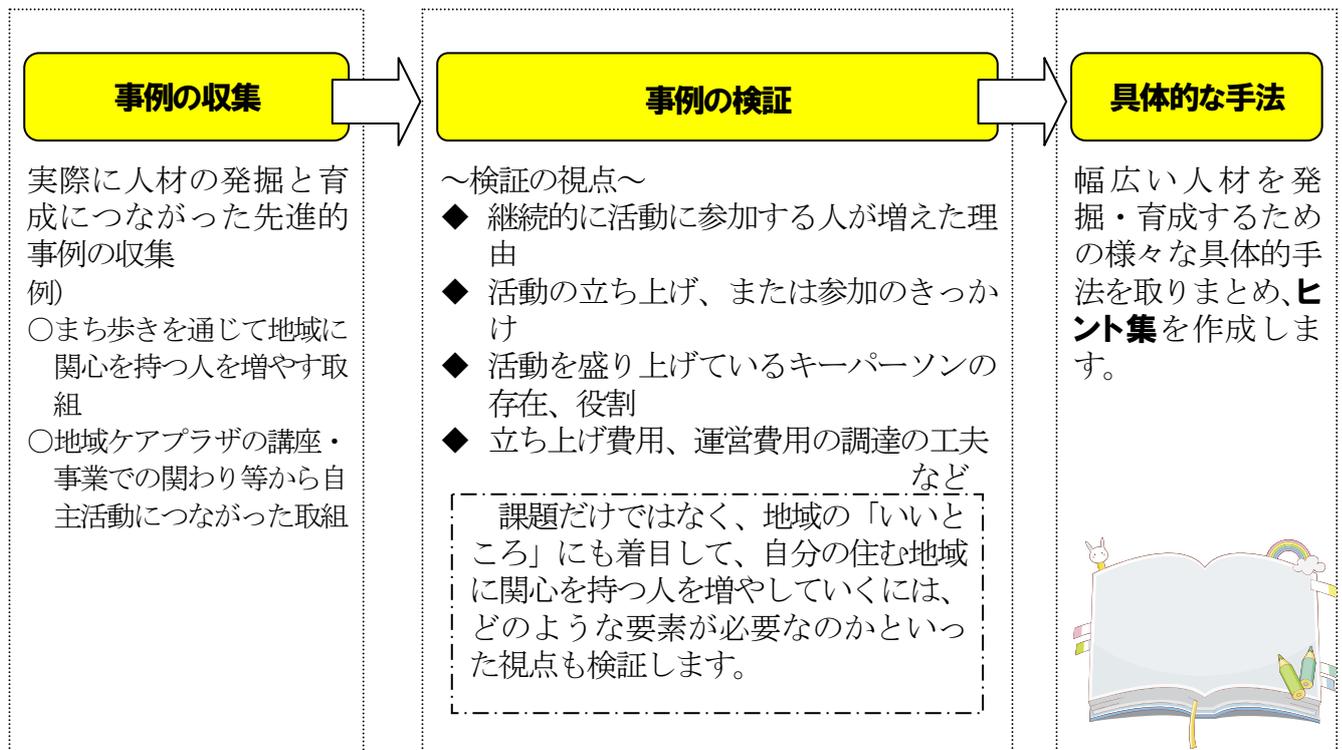
現在、地域福祉保健活動者の担い手の中心としては、自治会町内会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、保健活動推進員、老人クラブ関係者等があげられます。一方で、活動者の負担感が強く、後継者や担い手の不足が懸念されています。

そこで、幅広い市民が地域福祉保健活動に参加することができるよう、新たな人材発掘、育成等の手法を検討します。

なお、検討にあたっては、第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱第8条に基づき、分科会を設置し検討を進めます。

3 分科会での検討内容

- (1) 幅広い人材を発掘・育成するための事例の収集
- (2) 実際に人材の発掘と育成につながった事例の検証
- (3) 幅広い人材を発掘・育成するための具体的な手法



※ 平成22年度は人材発掘・育成を中心に検討を進めますが、あわせて、集う場づくりについては、平成23年度以降に取り上げていく課題として検討していきます。

4 成果物

幅広い人材を発掘・育成するための様々な手法をヒント集としてまとめて、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、区役所、及び地域福祉保健活動者等に情報提供し活用していきます。

5 分科会メンバー（10名程度）

(1) 策定・推進委員から、計5名程度

(2) 幅広い担い手の育成、発掘について、先駆的事例を実践し実績のある方 計5名程度

例：地域ケアプラザコーディネーター、地域福祉保健活動団体関係者

※ 先駆的事例を実践している方、団体関係者等を分科会にゲストを呼ぶ、または、別途ヒアリングを実施する等により、幅広い方から意見を伺い、様々なパターンの手法をヒント集としてまとめます。

※ 事務局は健康福祉局福祉保健課ですが、別途市民局地域活動推進課、市社協に参加を依頼します。

6 スケジュール

項目	時期	内容
メンバーの決定	6月	・メンバーの募集及び決定
第1回分科会	7月	・分科会の目的、趣旨の説明 ・今後の進め方確認 ・幅広い人材を発掘・育成するための事例収集 等
ヒアリング実施	7～8月	・幅広い人材発掘・育成するための事例収集のため、先駆的事例を実践している方、団体関係者等にヒアリングを実施 ・収集した事例の整理、検証
第2回分科会	9月	・事例収集報告及び事例の検証
中間報告	10月	・第12回市計画策定・推進委員会
第3回分科会	11月	・幅広い人材を発掘・育成するための具体的な手法の検討
第4回分科会	2月	・幅広い人材を発掘・育成するための具体的な手法の取りまとめ～ヒント集（案）作成～
最終報告	3月	・第13回市計画策定・推進委員会

第 2 期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱

制 定 平成 20 年 2 月 4 日 健福第 1716 号(局長決裁)

最近改正 平成 22 年 3 月 31 日 健福第 1575 号(局長決裁)

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める第 2 期横浜市地域福祉保健計画(以下「計画」という。)を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的として、第 2 期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第 1 期計画の評価に関すること。
- (2) 第 2 期計画の策定に関すること。
- (3) その他計画の策定・推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、福祉保健活動を行う者、社会福祉事業を経営する者、学識経験者、その他市長が必要と認める者の中から市長が委嘱する。
- 3 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 市民委員については、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

(役員)

第 6 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 副委員長は委員長の指名により定める。
- 4 委員長は議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第2条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。
- 3 分科会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 本会の会議は、原則として公開とする。

- 2 会議の傍聴を希望する者(以下「傍聴者」という。)は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 3 傍聴者の定員は、委員長が定めることとし、申込み先着順とする。
- 4 傍聴者は、委員長の指示に従い、委員長はこれに違反するものに、会場からの退去等必要な命令を行うことができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めることとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理にあたる。

- 2 分科会の庶務は、別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。
- 3 この要綱による最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領

制 定 平成20年2月4日（局長決裁）

改 正 平成20年12月10日（局長決裁）

（目的）

第1条 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱（以下「要綱」という。）
第8条に基づき、第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）に設置する分科会の運営等について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 分科会は、テーマごとの課題検討及び検証を行う。

（組織）

第3条 各分科会は、委員10名程度で構成する。

2 前項に掲げる委員のほか、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員は、市民、福祉保健活動を行う者、社会福祉事業を営業者、学識経験者、その他市長が必要と認める者の中から市長が委嘱する。

4 分科会に分科会長を置く。

5 分科会長は、委員会の委員長又は副委員長がこれにあたる。

（任期）

第4条 委員の任期は第2条第1項第1号から3号に掲げる事項の検討が終了するまでとする。

（報酬）

第5条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

（会議）

第6条 各分科会の会議は、分科会長が召集する。

2 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に分科会への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 第2条第1項の分科会の庶務は、健康福祉局福祉保健課が処理にあたる。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 平成20年12月10日から施行する。